# 航空インフラ国際展開協議会 運営要綱

#### (趣旨)

第一条 この要綱は、航空インフラ国際展開協議会(以下、「協議会」という。)の運営に必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第二条 協議会は、官民の幅広い関係者の連携の下、我が国の航空インフラの国際展開を図ることを目的とする。

#### (組織)

第三条 協議会は別紙の委員をもって組織する。委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

### (会長等)

- 第四条 協議会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長が必要と認めた場合は、協議会に、会長代行を置くことができる。会長代行は、会長がその都度指名する者をもって充てる。
- 4 会長代行は、会長の委任を受けてその職務を代理する。
- 5 副会長は会長(会長代行が置かれているときは「会長」を「会長代行」と読み替える。以下同じ。)を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

# (協議会の公開等)

- 第五条 協議会は、これを非公開とする。
- 2 協議会資料及び議事概要については公開とする。ただし、協議会において特に必要があると認めた場合には、これを非公開とすることができる。

### (事務局)

- 第六条 協議会に事務局を置き、協議会の運営に関する事務を行う。
- 2 協議会の事務局は、国土交通省航空局航空戦略課国際企画室に置く。

## (その他)

第七条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は別途定める。

附 則 この要綱は平成25年4月25日をもって施行する。